

## 8 冒頭手続 ～事件の争点が明らかになるまで～

### Ⅲ 裁判員が参加する裁判・評議の具体的イメージ編

この章では、裁判員に選任された方が、法廷や評議の場で、実際にどのようなことを行うのかについて具体的なイメージをつかんでいただくため、裁判員に選任されたAさんを通して、放火事件の裁判を素材に説明していきます。

もちろん、実際の裁判の進行は、事件の内容によりさまざまであることは言うまでもありませんが、裁判員の立場からみた審理や評議のイメージの一端をお伝えできればと思います。

#### 質問手続室

Aさんは、裁判員選任手続で裁判員に選任されました。

その後、他の裁判員とともに、裁判長から、裁判員の職務などの説明を受けた後、宣誓を行いました。

以上で、1日目の日程は終わり、裁判長から2日目の集合時間についての説明があった後、裁判員はそれぞれ帰宅しました。



宣誓を行っている様子（広報用映画「裁判員」より）

#### 裁判長からの説明（概要）

裁判では、まず、被告人が、起訴状に書かれている犯罪を行ったかどうか、すなわち、被告人が有罪かどうかを判断し、次に、有罪の場合、被告人をどのような刑にするかを決めることになります。裁判員の皆さんにも、この判断をしていただくことになります。

裁判員の皆さんには、これから法廷での審理に立ち会って、検察官と弁護人から提出される証拠を見聞きしていただきます。被告人が有罪かどうか、どのような刑にするかの判断は、いずれも、この証拠だけに基づいて行うことになります。報道されたことやうわさなどは証拠ではありませんので、これに基づいて判断してはいけません。

被告人が有罪であることは、検察官が証拠によって証明すべきこととされています。常識に従い、検察官が提出した証拠によって被告人が起訴状に書いてある罪を犯したことは間違いないと考えられれば、有罪と判断します。これに対し、被告人が罪を犯したかどうか疑問があるときは、いくら疑わしくても、無罪と判断しなければなりません。



最終的な結論は、審理が終わった後、裁判員と裁判官と一緒に評議をして決めます。今述べたようなルールを頭に入れて、法廷でのやり取りを見聞きしていれば、ご自分の一応の考えや疑問をお持ちになっているはずですので、評議では、そのような考えなどを自由に述べてください。裁判員と裁判官が、お互いの考えを述べ合っ

て議論を尽くせば、おのずと正しい結論になるはずで

《裁判手続の流れ》



法廷

ぼうとう てつづき (冒頭手続)

2日目から始まった法廷では、検察官が起訴状を読み上げた後、被告人と弁護人が、起訴状の「公訴事実」欄に書かれている内容について、意見を述べました。

被告人と弁護人が述べた内容は次のとおりです。

起訴状

令和〇〇年検第〇〇号

## 起 訴 状

令和〇〇年〇月〇日

〇〇地方裁判所 殿

〇〇地方検察庁  
検 察 官 検 事 〇 〇 〇 〇 印

下記被告事件につき公訴を提起する。

記

本 籍 東京都千代田区霞が関1丁目〇〇番地  
住 居 東京都千代田区隼町4番2号  
職 業 工 員

勾 留 中 〇 〇 〇 〇 〇  
昭和〇〇年〇月〇日生

公 訴 事 実

被告人は、乙野次郎が所有し、現に住んでいる東京都千代田区隼町〇番〇号所在の木造モルタルトタン葺き2階建て住居(床面積合計〇〇平方メートル)に放火しようとして、令和〇〇年〇〇月〇〇日午後8時ころ、同住居の中に侵入した上、その6畳間北側隅に積まれた段ボールに簡易ライターで火を放ち、同住居の柱等に燃え移らせ、その結果、同住居1階部分約0.7平方メートルを焼損したものである。

罪名及び罰条  
住居侵入・現住建造物等放火 刑法第130条前段、第108条

被告人

私は乙野さんの家に放火していません。令和〇〇年〇〇月〇〇日午後8時ころ、私は家にいました。

弁護人

犯行時刻ころに被告人は自宅におり、犯行に関与していないため、無罪です。

被告人と弁護人の意見によれば、今回の放火事件では、被告人が起訴状に書かれた放火の犯人かどうか争点であることが明らかになりました。

### 公 訴 事 実

被告人は、乙野次郎が所有し、現に住んでいる東京都千代田区隼町〇番〇号所在の木造モルタルトタン葺き2階建て住居(床面積合計〇〇平方メートル)に放火しようとして、令和〇〇年〇〇月〇〇日午後8時ころ、同住居の中に侵入した上、その6畳間北側隅に積まれた段ボールに簡易ライターで火を放ち、同住居の柱等に燃え移らせ、その結果、同住居1階部分約0.7平方メートルを焼損したものである。

裁判員が参加する裁判・評議の  
具体的イメージ編

## 9 証拠調べ手続 (冒頭陳述)

《裁判手続の流れ》



法廷

### しよこしら てつぎ (証拠調べ手続)

続いて証拠調べの手続に入りました。

### 検察官の冒頭陳述

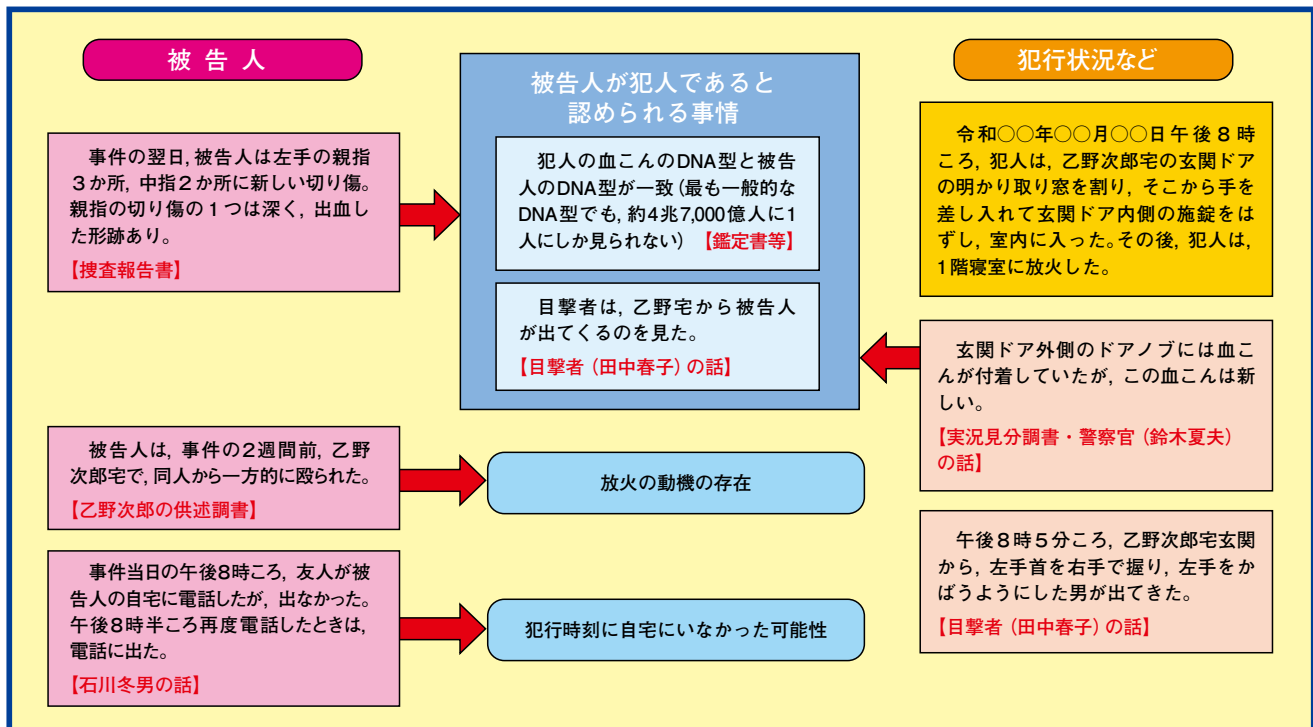
まず、検察官が冒頭陳述をします。冒頭陳述では、証拠によって証明しようとする具体的な事実を明らかにします。

検察官は、まず、犯人は、事件当日の午後8時ころ、乙野次郎宅の玄関ドアの明かり取り窓を割った上、そこから手を差し入れて玄関ドア内側の施錠を外して室内に入り、寝室で放火したものであり、この点に関する証拠の内容については、被告人・弁護人も争っていないと説明しました。

そして、検察官は、被告人が犯人であることを認める事情として、右の点を挙げました。

- ① 事件後間もない現場検証の際、玄関ドア外側のノブには血こんが付着していたが、その血こんは新しかったことを、実況見分調書及び現場検証を行った警察官の証言により証明する。
- ② 玄関ドアのノブに付着した血こんのDNA型と、被告人のDNA型とが一致したことを警察の専門家が作成した鑑定書により証明する。また、最も一般的なDNA型でも、約4兆7,000億人に1人にしか見られないことを資料により証明する。
- ③ 事件の翌日、被告人の左手の親指3か所、中指2か所に新しい切り傷があり、親指の切り傷の1つは深く、出血した形跡があったことを、警察官作成の捜査報告書により証明する。
- ④ 事件当日の午後8時5分ころ、乙野宅玄関から、左手首を右手で握り、左手をかばうようにした男が出てきたが、これを目撃した田中春子が、目撃した男は被告人であるとしていることを、田中春子の証言によって証明する。  
.....(以下、省略).....

### 検察官冒頭陳述



### 弁護人の冒頭陳述

続いて、弁護人が冒頭陳述を行いました。  
 弁護人は、以下のような事情を述べ、被告人が犯人であるとするには、合理的な疑いが残るので、被告人を無罪とすべきだと述べました。

- ① 被告人が左手を負傷していたのは、職場の金属加工業務によるものである。
  - ② 仮に乙野宅玄関ドアのノブに付着した血こんが被告人のものだとしても、これは2週間前に、乙野宅で、被告人が乙野に殴られた際に口の中から出血したものが付着した可能性がある。
  - ③ 目撃者は、見た男について具体的な特徴を指摘していない。また、その目撃した場所や時刻からは、確かなものとは言えず、思い違いか警察官の誘導によるものである疑いがある。
- ……………(以下、省略)……………

なお、検察官と弁護人の冒頭陳述は、前ページとこのページの下の方を、それぞれ、法廷内の大

型ディスプレイと、裁判員の席に設置された液晶ディスプレイに映し出して行われました。

### 裁判長からの争点告知

その後、裁判長から、公判前整理手続で整理された争点が告げられました。

ここまでの手続で具体的に明らかとなった争点は、以下のとおりです。

- (争点) 被告人は、本件放火事件の犯人か。  
 具体的には、
- ① 玄関ドアのノブに付着した血こんは、被告人のものか。  
 (他人の血こんと被告人の血液のDNA型が偶然に一致した可能性)
  - ② 血こんが被告人のものであるとしても、2週間前に乙野宅で被告人が乙野に殴られた際に出血したものが付着した可能性があるか。
  - ③ 田中春子が見た男は、被告人と同一人物か。
- ……………(以下、省略)……………

裁判員が参加する裁判・評議の  
 具体的イメージ編

### 弁護人冒頭陳述

